

令和4年第12回守山市農業委員会総会議事録

第12回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和4年12月9日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第51号～議第55号

議第51号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第52号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第53号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第54号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し

し、許可をすることについて

議第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る事業計画変更申請に対し、承認をすることについて

報告第 58 号～報告第 61 号

報告第 58 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 59 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 60 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 61 号 農地変更届出について

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1 北野 豊弘 | 2 川島 忠文 | 3 林 茂一 |
| 4 石田 達男 | 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重 |
| 7 林 善治 | 8 下村 耕 | 9 戸田 守晃 |
| 10 山本 麻紀代 | 12 寺田 英子 | 13 秋山 新治 |

3 欠席委員は、1名です。

11番 園田 耕三 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 上畠 敏宏

書記 参事 西村 拓也

書記 指導員 井上 俊明

農政課 課長 西村 和修

農政課 主任 佐薙 由布紀

○局長

本総会は委員総数13名中12名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和4年第12回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後2時05分)

○議 長

それでは、令和4年第12回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件3件、その他案件2件、報告案件4件の合計9件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

12番 寺田 英子 委員

1番 北野 豊弘 委員を指名いたします。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

これより、議題に入ります。議第 51 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 51 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 51 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 51 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 51 号の提案理由の説明といたします。

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

新規設定の 1 番から 6 番の借り受け人はどなたかの後継者の方でしょうか。

○農政課

はい、○○ ○○さんの息子さんになります。

○●番 ●● ●●委員

この借り受け人は認定農業者の方でしょうか。

○農政課

認定されていません。

○●番 ●● ●●委員

たくさんの耕作面積になるので、認定農業者に向けての働きかけはあるのでしょうか。

○農政課

この先、父親から農業経営を譲り渡していくことがあるなら、認定を受けられることになると思いますが、今回は

そのような話はありませんでした。

○議長 長

父親か息子さん、どちらかが認定を受ける形ができない
でしょうか。

○農政課

父親は認定農業者になります。

○議長 長

家族で二人の経営者の存在となるわけですか。

○●番 ●● ●●委員

「家族協定」を結べば家族が「一つの認定農業者」と認
められます。

○●番 ●● ●●委員

今回のように、認定農業者でない方が借りることになる
ので、集積率に影響は無いでしょうか。

○農政課

担い手への集積に影響が考えられます。

○●番 ●● ●●委員

このようなことが今後ありそうなので、認定農業者や家
族協定に結び付けることが必要ではないでしょうか。

○議長 長

認定農業者であれば、政策支援や補助金などの助成が受

けられるので、指導や支援をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

親子が別々に認定農業者を得る必要なく、家族協定を結ぶことで一つの農家として認められるので、税の申告は経営者のみで行えることとなります。家族協定の一員は専従者の取り扱いになりますが、専従者自身が農地の借り受け人になることができます、

この形の方が良いかと思えます。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をする事に、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をする事に決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦勞様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 （第7条議題の宣言）

次に、議第52号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第52号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第52号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は2ページ、位置図は2ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、4件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番 1,094 平方メートルの田です。譲渡人は、草津市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さん 〇〇歳。譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇〇さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、132.8 アール、通作距離は 1.0 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,262 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、62.9 アール、通作距離は 0.3 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 P 4)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 2,000 平方メートルの畑です。譲渡人は、静岡県三島市〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇番地〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事

由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、498.3 アール、通作距離は 1.5 キロメートルです。

4 番の案件です。(位置図 P 5)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 92 平方メートルの畑および〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番地 96 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇〇〇さん 〇〇歳です。契約内容は贈与。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、53.4 アール、通作距離は 0.1 および 0.3 キロメートルです。

以上の件につきましては、

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第 2 号の法人要件については、個人であるため適用ありません。

第 3 号の信託要件についても該当せず、

第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、

第 5 号の下限面積 (50 アール) についても、面積要件を

満たしているため該当しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第52号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番と4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番は相続されたのですが耕作できないとのことで、隣接で耕作される方に声を掛けられ売買の運びとなりました。譲り受け人は農業に意欲的なので問題はありません。

4番も相続されたのですが耕作の意思がありませんでした。ここを小作されていた譲り受け人は、農地を買ってまで拡大する意思がなかったので、今回の取引となりました。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

双方の条件が整い売買の形になりました。譲り受け人は、
地元の○○○になります。

以上です。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

申請地は旧野洲川跡地の南流の一角になります。譲り受
け人は、申請地を含めて周辺を耕作されております。譲り
渡し人は高齢で遠方に住まいされており、今回の話がまと
まったものです。

以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありま
せんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第53号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第53号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第53号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は3ページ、位置図は7ページからとなります。

こちらは、転用を目的とする権利移動の伴わない案件(自己転用の案件)でございます。本委員会の決定を求

めるものでございます。

説明については、局員にいたさせます。

○事務局

今月は1件でございます。(位置図P7-8)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 590 平方メートルの内
145.74 平方メートルの登記地目：田、現況：雑種地です。
申請人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇
〇歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載の
とおりで、事由は記載のとおり農業倉庫用専用通路です。

(資料8ページをご覧ください。)

上段に土地利用計画図、中断に断面図、下段に求積図を
示しています。

〇〇〇番〇について、4つに分割して手続きをされてお
り、斜線部分が今回の申請地で、申請地の北西側（左側）
にある既設の農業用倉庫のための専用通路とするため、転
用されるものです。

なお、申請地の北東側（上側）の農地については、住宅
用専用通路として、令和4年3月の総会において、条件付
きで許可相当との議決をいただいております、南側（下側）の
農地については、令和4年2月15日に329.74㎡ および
令和4年11月15日に49.99㎡について田から畑への農地

変更届を提出済みです。

なお備考欄に記載のとおり、申請地は、〇〇町地区地区計画区域内に位置しており、現況は農地に復元されていいますが、業務用車両の駐車場として使用されていた経緯もあり、現況雑種地扱いとなっており、無断転用についての顛末書を提出いただいております。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第53号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当である●●●●委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●●番 ●●●委員

事務局の説明のとおりになります。無断転用の是正案件ではありますが、隣接農地への影響としては申請人の畑地のみであり影響は無いものと考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員

問題ないものと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

以前に申請地に接する農地を専用通路で許可されていますが、その通路では狭かったのですか。

○事務局

位置図の8ページをご覧ください。

まず、建築基準法では住宅や倉庫への通路がそれぞれ必要になっています。

今回の申請地の上にある通路は西側にある住宅への通路として市道から住宅への距離が長いことから4メートルの幅の専用通路として今年3月に許可されました。

今回は、農業倉庫への専用通路としての是正となります。

以前は住宅の西側にある集落内の道路との接道で住宅が建築できたのですが、今の法律では接道の要件が満たないことから、東側の道路から専用通路が必要になってきます。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第54号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第54号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第54号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は4ページ、位置図は11ページからです。

これは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めます。

説明については、局員にいたさせます。

○事務局

今月は4件でございます。

1番の案件です。(位置図 P11-12)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇〇 85平方メートルの登記
地目：畑、現況は雑種地です。譲渡人は、守山市〇〇町〇
〇〇番地 〇〇 〇〇〇さん 〇〇歳。

譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇〇 〇さん
〇〇歳および 〇〇〇 〇〇〇さん 〇〇歳です。譲渡人

が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は記載のとおりです。

なお備考欄に記載のとおり、現況は農地として利用されておらず、現況雑種地扱いとなっております。

申請地は、隣地の現状一戸建専用住宅となっている敷地（〇〇町〇〇 〇〇〇番）とともに、譲渡人の所有地でありました。平成 15 年頃までは耕作をされていたが、その後譲渡人が代表を務める会社の駐車場等に利用していたもので、無断転用を是正する案件であり、顛末書を提出して貰っています。

なお、隣地の〇〇町〇〇 〇〇〇番については、今回の譲受人が分化住宅を目的とし農地法第 5 条の転用申請をされ、令和 3 年第 11 回の総会を経て、令和 3 年 11 月 22 日に転用を許可しており、現在住居を建設され居住中です。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 13-14)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 267 平方メートルの登記地
目：田、現況は畑です。貸し人は、守山市〇〇町〇〇〇番
地 〇〇 〇 さん 〇〇歳。

借り人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳です。貸し人が、土地を取得した時期および原因は
記載のとおりで、契約内容は使用貸借。事由は記載のと
おりです。

なお備考欄に記載のとおり、申請地は、〇〇地区地区計
画区域内に位置し、開発事業許可案件でございます。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した
区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設
等が連たんしている区域であることから、許可相当と考
えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題
はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相
当と考えます。

3 番の案件です。(位置図 P 15-16)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 354 平方メートル、およ

び〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 878 平方メートルの田で
す。譲渡人は 守山市〇〇町 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。

次に、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 398 平方メートル
の田で、譲渡人は 京都市〇区〇〇〇〇〇〇町〇番地 〇
〇〇さん 〇〇歳です。

次に、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,110 平方メートル、
および〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,110 平方メートルの
田です。譲渡人は 守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇
〇さん 〇〇歳です

次に、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,187 平方メー
トルの田で、譲渡人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇
〇さん 〇〇歳です。

次に、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,000 平方メー
トルの田で、譲渡人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇
〇〇さん 〇〇歳です。

次に、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,259 平方メー
トルの田で、譲渡人は 守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇
〇〇さん 〇〇歳です。

合計 8 筆 7,296 平方メートルになります。

譲受人は 大阪府豊中市〇〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇

〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は記載のとおりです。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業同意案件に該当し、滋賀県農業会議諮問案件になります。

今回の計画は、譲受人である〇〇〇〇株式会社が、事業拡大に伴う、製造部門の増設を滋賀工場内の駐車場などに計画しており、その代替地として駐車場が必要となったもので、さらに、業務拡張による従業員数の増加、関連会社との人的交流、搬入・搬出の増加が見込まれ、従業員用駐車場、外部からの訪問者用駐車場、大型車両・大型特殊車両の駐車場が必要となるものです。また、積替作業場については、大型車両と工場内に物資を届ける小型車両との積替えを行う場所になります。

立地基準の判断については、第1種農地でありまして、既存施設の拡張で拡張部分が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものにあつては、農地法施行規則第35条第1項第5号(特別の立地条件を必要とする事業)により、例外的に許可と認められますことから、許可相当と考えます。

4番の案件です。(位置図 P17-18)

この案件については、契約内容は賃貸借で、借人は草津市〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。事由は埋蔵文化財調査（本掘）で、議第 55 号の事業計画変更承認申請関連の案件になります。

総会資料の 18 ページと合わせて、別綴じとなっております、「事業計画変更承認申請」の資料をご覧ください。

A 3 の書類が 2 枚ついておりまして、1 枚目は、Ⅱ期調査の当初図面および変更図面が並んだ書類、2 枚目は、Ⅰ期調査、Ⅱ期調査、Ⅲ期調査 の位置関係を示した書類です。

まず、2 枚目の A 3 横の図面をご覧ください。

令和 4 年 5 月総会において赤で示したⅠ期調査、令和 4 年 10 月の総会において、青で示したⅡ期調査についての一時転用許可申請について議決いただいております、Ⅱ期調査が最後の一時転用です。と聞いておりましたが、その後、予定建築物の計画変更や、開発区域の一部を除外することとなったことで構内通路に側溝を設ける必要が生じたことにより、調査箇所が追加されたのが、緑で示したⅢ期調査です。

○番地 ○○ ○さん ○○歳です。

次に、○○町 ○○ ○○○番 824 平方メートルの内
42.26 平方メートルの田です。貸人は、守山市○○町○○
○番地 ○○ ○さん ○○歳です。

次に、○○町 ○○ ○○○番 944 平方メートルの内
34.89 平方メートルの田です。貸人は、守山市○○町○○
○番地の○○ ○○ ○○さん ○○歳です。

次に、○○町 ○○ ○○○番 802 平方メートルの内
42.08 平方メートルの田です。貸人は、守山市○○町○○
○番地 ○○○ ○○さん ○○歳です。

次に、○○町 ○○○○ ○○○番○ 1,087 平方メー
トルの内 544.06 平方メートルおよび○○町 ○○○○
○○○番○ 2,228 平方メートルの内 506.57 平方メー
トルの田の2筆です。貸人は、守山市○○ ○丁目○番○○
号 ○ ○○さん ○○歳です。

次に、○○町 ○○○○ ○○○番○ 957 平方メー
トルの内 126.80 平方メートルの田です。貸人は、守山市○
○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。

次に、○○町 ○○○○ ○○○番 1,200 平方メー
トルの内 236.94 平方メートルの田です。貸人は、守山市○
○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。

次に、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,226 平方メートルの内 110.45 平方メートルの田です。貸人は、守山市 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

最後に、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,332 平方メートルの内 31.80 平方メートルの田です。貸人は、守山市 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さん 〇〇歳です。

以上 10 筆 1,688.49 平方メートルで、貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりです。

立地基準の判断については、第 2 種農地で市街地化が見込まれる区域内の農地で、団地規模がおおむね 10 ha 未満であり、住宅公共施設等が連たんしている区域に近接していることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第 54 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

隣接の農地に自宅を構えられた残地になります。この度花壇と物干し場として申請されました。隣接には農地はありませんので、問題は無いと思います。

よろしく申し上げます。

○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

屋敷に隣接する畑になります。譲り受け人が住宅を建築するのに適地を探していましたが、親の住居に隣接する畑を転用する計画となったようです。この地域は地区計画区域内で隣接にも影響がないものとして許可相当と考えます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、3番と4番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

3番は、隣接する工場の敷地拡大になります。

4番は、事業計画の変更にともない文化財発掘調査位置が変わったことに対する申請となります。

以上です。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員

事務局並びに担当委員のご説明のとおり、問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

3番は、申請地で荷物の積み替えを行うとありましたが、搬送先は少し離れているので公衆道路を利用することになりますが、荷物の移動の安全対策は考えておられるのでしょうか。

○事務局

大型トラックで輸送された荷物を小型トラックに積み替え搬送されることになります。

○局 長

申請地の前面道路を挟んで同社の敷地があり駐車場に

利用されていますが、工場の増築にともない従業員の駐車場の不足や搬送トラックの待機場所または積み替え作業場所が必要となります。積み替え作業として大型トラックからの荷物を小型トラックに積み替えられるので、直接フォークリフトで搬送することは聞いていません。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第55号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る事業計画変更申請に対し、承認をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 55 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は 7 ページ、位置図等は別冊になります。

こちらは、転用（一時転用）を目的とする権利の設定に関する「事業の計画変更」の案件でございます。本委員会の承認を求めるものでございます。

説明については、局員にいたさせます。

○事務局

今月は、1 件でございます。（位置図 別冊）

事業地は、令和 4 年第 10 回総会における議第 45 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番の案件で、〇〇町地先における株式会社〇〇〇〇〇が行う埋蔵文化財調査（本掘）における事業計画の変更（拡大）です。

事業地の変更前の土地の所在は、令和4年第10回総会における議第45号農地法第5条第1項の規定による申請2番のとおり、〇〇町地先で合計23筆2,980.29平方メートルです。

今回事業変更により拡大される土地の所在は、先ほどの議第54号農地法第5条第1項の規定による申請4番のとおり、10筆1,688.49平方メートルになり、合計4,668.78平方メートルとなります。

変更内容については、議第54号4番で説明したとおりです。

以上で、議第55号の提案理由の説明を終わります。

○議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の事業計画の変更を承認することに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件の事業計画の変更

を承認することに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 58 号から報告第 61 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 58 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 59 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 59 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

48 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 61 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

以上です。

○議 長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され
た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終
了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 30 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事
録を作成した。

令和4年12月19日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記
に署名する。

12番 寺田 英子 委員

1番 北野 豊弘 委員